

佐渡市豪雨災害被災復旧応援金 Q & A

最終更新日：令和7年10月8日

質問	回答	更新日
事業所の敷地は対象となるか	対象外	R7.9.16
寺社仏閣の敷地は対象になるか	対象外	R7.9.16
墓地は対象となるか	対象外	R7.9.16
空き家の敷地は対象になるか	対象外	R7.9.16
地域の公民館は対象となるか	対象外	R7.9.16
国、県及び佐渡市の他制度による補助金を受けているが対象になるか	対象外	R7.9.16
借地は対象となるか	地主の承諾が得られていれば対象	R7.9.16
農地が対象外なのはなぜか	田、畑、果樹園などは県や市の代行工事あるいは佐渡市農林水産業施設災害復旧事業補助金交付要綱の対象となるケースがほとんどであることから応援金の対象外としている	R7.9.16
保険給付金の対象となる経費は対象になるか	併用は可能だが、敷地は保険適用外となっているのが一般的だと思われる	R7.9.16
1戸あたり、1世帯あたりの違いは？	「世帯」とは「住居及び生計を共にする者の集まり」であり、「戸」は法的な定義がないが本制度上では同じであると解釈してよい。については要綱では1世帯あたりとし、チラシ等では馴染みのある1戸あたりと表現している。	R7.9.16
2世帯が同居している場合、それぞれの世帯で応援金が受けられるか	同居・生計同一で、単に住民基本台帳が別世帯の場合は、どちらかの世帯のみ1回とする	R7.9.16
宅地と農業用施設をそれぞれ届出でよいか	届出はいずれか1回まで。	R7.9.16
宅地と農業用施設の復旧費を合算して対象経費としてよいか	届出はいずれか1回であり、合算は認めない	R7.9.16
農業用施設の復旧費は合算して対象経費としてよいか	被災種別が農業用施設の場合、農道、ため池、水路を復旧する費用は合算しても良い。	R7.9.16
施工業者は誰でもよいか	島内に事業所を有する法人または住民登録を行っている個人事業主であること。 個人事業主ではない個人が復旧した場合は対象外	R7.10.8
復旧時のグレードアップは対象となるか (例：敷砂利⇒コンクリート舗装)	原形復旧を原則としていることから対象外 ただし、法面復旧については別途協議とする (杭や土留めが必要な場合など)	R7.9.16
対象経費は消費税込みか	消費税を含む	R7.9.16

質問	回答	更新日
復旧済みの箇所において写真がない場合でも届出可能か	原則、被害状況がわかる写真が必要であるため届出は不可。ただし、事前に市で確認（撮影済み）している箇所であれば可となるケースも考えられることからお問合せいただきたい。	R7.9.16
見積書の内容が一式計上となっている場合、修正が必要か	復旧方法などを聞き取った結果、数量や人工等の計上が困難と判断できるものは一式でも可とする	R7.9.16
材料等を届出者が購入した場合、対象となるか	材料費が個人、工事費が業者の場合は、工事費のみ対象	R7.9.16
同一箇所の復旧等において複数の業者が施工を行う場合は工事費を合算しても良いか	合算してよい ※見積書は業者単位でも可	R7.9.16
り災届出証明書発行後に届出者が亡くなった場合、応援金の届出者と相違が生じてもよいか	よい	R7.9.16
住居から離れている作業所の敷地は対象となるか	現在も利用しており、課税(現況)地目が宅地であれば対象とする	R7.9.16
複数人で使用している農道、ため池、水路の場合、届出人の扱いは	個人所有の農業用施設が対象となるため、この場合は対象外として扱う	R7.9.16
農道はどのような場合に対象となるか	個人が利用する農道で、法面崩壊や路肩決壊等により、通行不可または通行が危険な状態のものを対象としている	R7.9.16
ガードレールや転落防止柵の復旧や新設は対象となるか	対象外	R7.9.16
業者に復旧を依頼したが、現場着手できないまま完了報告期限（R8.3.31）を迎えた場合はどうなるか	現時点で明確な返答はできないが、社会情勢により避けられない要因の場合は明許繰越となる可能性がある	R7.9.16
課税(現況)地目が宅地以外で、住宅へ行くための私道は対象となるか	住宅への往来に必要な私道であると認められれば、課税(現況)地目が宅地以外であっても対象とする	R7.9.17
農業用施設を中山間地域等直接支払制度の農業生産活動等により復旧した場合、応援金は受けらるか	併用はできないため、有利な方を選択	R7.10.1
農業用施設を佐渡市多面的機能支払交付金により復旧した場合、応援金は受けられるか	併用はできないため、有利な方を選択	R7.9.18
A氏の宅地にB氏が所有する山林が崩落し土砂が流入した。両氏の話し合いの結果、B氏が復旧することとなった場合、B氏が応援金を届け出することは可能か	B氏は被災宅地の所有者等に当たらないため届出はできないが、宅地に係る部分をA氏が復旧した場合は、A氏が応援金を届出可能。ただし、山林の復旧部分に係る費用については対象外となる。	R7.9.30

最終更新日：令和7年10月8日

質問	回答	更新日
被害拡大を防止するために設置したブルーシートは対象となるか	対象外	R7.10.6